

金融商品取引法 21 条の 2 の「重要な事項について虚偽の記載」のあることを認める陳述につき、「争わない意思」を重視して、権利自白として拘束力を認めた事例

【文献種別】 判決／高松地方裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 28 日

【事件番号】 平成 28 年（ワ）第 105 号、平成 28 年（ワ）第 260 号

【事件名】 損害賠償請求事件（第 1 事件、第 2 事件）

【裁判結果】 一部認容、一部棄却（控訴）

【参照法令】 金融商品取引法 21 条の 2・24 条の 4・22 条、会社法 429 条、民法 709 条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572814

熊本大学准教授 河野憲一郎

事実の概要

Y₁社（被告）は、電気機械器具製造業等を業とする株式会社である。その受注した複数のインフラストラクチャー関連のプロジェクト等に関し、平成 27 年 2 月 12 日、証券取引等監視委員会から報告命令および開示検査（金商 26 条参照）を受けた。上記開示検査に対応するための自己調査の過程において、インフラ関連案件に係る会計処理につき、さらなる調査を必要とする事項の存在することが判明したため、Y₁社は、同年 4 月 3 日、特別調査委員会を設置することを公表した。この特別調査委員会の調査によって、更なる調査を必要とする事項も判明したことから、Y₁社は、同年 5 月 8 日、第三者委員会を設置して調査を続行することとした。第三者委員会は、Y₁社の取締役や執行役等からのヒアリング等を経て、同年 7 月 20 日に調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）を Y₁社に提出した。同年 9 月 7 日、Y₁社は、過去数年間にわたって不適切な会計処理が継続されていたことが判明したとして、平成 22 年 3 月期以降の決算を訂正し、本件有価証券報告書等に重要な不備があったと公表するとともに、訂正報告書を提出した。

証券取引等監視委員会は、Y₁社について、第 173 期有価証券報告書の連結損益計算書中、連結当期純損益が 31 億 9400 万円の利益であるところを 700 億 5400 万円の利益とし、また、第 174 期有価証券報告書の連結損益計算書中、連結当

期純損益が 134 億 2500 万円の利益であるところを 773 億 6600 万円の利益と記載して、重要な事項につき虚偽の記載をした有価証券報告書を提出した事実、ならびに、第 171 期有価証券報告書の連結損益計算書中、連結当期純損益が 539 億 4300 万円の損失であるところを 197 億 4300 万円の損失と記載した有価証券報告書を参照書類とし、重要な事項につき虚偽の記載のある書類を提出した事実等が認められたとして、平成 27 年 12 月 7 日、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令の発出を勧告した。これを受けて、金融庁長官が、Y₁社に対し、金商法違反に係る審判手続開始決定通知書を送付したところ、Y₁社は、上記各重要な事項についての虚偽記載の事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出し、金融庁長官から、Y₁社に対して課徴金の納付が命じられた。

Y₁社の株主である X ら（原告）は、Y₁社提出の有価証券報告書および四半期報告書（以下「本件有価証券報告書等」という。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があったことによって損害を被ったと主張して、Y₁社に対しては金融商品取引法 21 条の 2 等に基づき、また、Y₁社の役員であった Y₂ら（被告）に対しては金商法 24 条の 4、22 条 1 項等に基づいて、損害賠償金および遅延損害金の連帯支払いを求めた。

判決の要旨

請求一部認容、一部棄却。

1 Y₁社の金商法 21 条の 2 に基づく責任について

(1) 「本件有価証券報告書等に『虚偽の記載』があるとして……責任を主張するのであれば、〔Xらとしては、〕単に、本件有価証券報告書等に記載された財務諸表の内容の訂正があったと主張するのでは足りず、訂正前の有価証券報告書等に記載された財務情報について、その前提となった会計処理……が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に違反していることを主張する必要がある〔り〕……、その上で、……当該企業会計の基準が従うべき唯一のものであって、それに従わない合理的な理由のないことなどや、上記違反の結果として生じた虚偽記載の内容……等をも主張する必要があると解される」。／「Xらが、……『虚偽の記載』を認めるべき具体的な事実を主張しているということ〔は〕……できない」。

(2) もっとも、Y₁社は、第 171 期、第 173 期および第 174 期の各有価証券報告書の当期純損益について、『重要な事項について虚偽の記載』の存在することは争わないとした上で、当該当期純損益の訂正のうち……〔の一部〕について虚偽記載であることを争うとし、その余については具体的な反論をしない」。この点、「そもそも、Y₁社は、自ら、特別調査委員会を設置して……調査を開始し、また、第三者委員会をも設置して……調査を委嘱するなどして調査を行い……、その上で、金融庁による金商法違反審判事件において、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認め……、本件訴訟においても上記のとおり争う点と、争わない点を明確に区別して対応している。そうすると、Y₁社は、『重要な事項について虚偽の記載』のあることを認めることによる法的効果の内容について十分に理解、判断する能力を有しているとうかがわれ、かつ、十分な調査の上、『重要な事項について虚偽の記載』のあることを認めているというべきであるから、そのようなY₁社の『争わない意思』を重視して、争わないとする範囲については、いわば権利自白として、裁判所に対する拘束力を認めることが相当である」。／よって、この限度で、「重要な事項について虚偽の記載があると認められ……、金商法 21 条の 2 の責任を負う」。

2 Y₂の金商法 24 条の 4、22 条 1 項に基づく責任について

「金商法 24 条の 4 でいう『重要な事項について虚偽の記載』の意義、虚偽記載の判断基準は、金商法 21 条の 2 第 1 項で……検討した前記 1 (1) と同じであると解される」。そうすると、Xらは、「……『虚偽の記載』を認めるべき具体的な事実を主張しているということ〔は〕……できない。／そして、Y₂らは、Y₁社とは異なり、本件有価証券報告書等の一部について『虚偽の記載』のあることを認める旨の主張もしない。／したがって、Y₂らとの関係では、本件有価証券報告書等に『虚偽の記載』があるとは認められ」ず、Y₂らは、「金商法 24 条の 4 で準用する 22 条 1 項……の責任を負うとは認められない」。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、有価証券報告書・四半期報告書には重要な事項についての虚偽記載があり、その結果、株価が下落して損失が生じたとして、個人株主らが会社（東芝）と旧経営陣 4 名（そのうち 1 名は本件訴訟係属後に死亡し、相続人が訴訟を承継）に対して損害賠償を求めた事案に関するものである¹⁾。東芝の一連のいわゆる不正会計問題は、文字通りわが国の経済界を牽引してきた名門企業による不祥事として、内外のマスメディアによっても大きく取り上げられた。また、会社から旧役員に対する株主代表訴訟が提起され、さらには、本件と同様の株主による損害賠償請求訴訟が、原告とともに同じ弁護団が代理人となる形で、各地で提起されている。

本判決の争点は多岐にわたるが、裁判所が、Y₁社に一部についての賠償を命じるにあたって決定的な役割を演じたのが、（権利）自白である。すなわち、裁判所は、Y₁社およびY₂らの責任の前提となる「虚偽の記載」につき、X側から具体的な事実の主張がなされているとはいえないとしたものの、Y₁社が争わないとしている部分に関しては、その「争わない意思」を重視して権利自白としての拘束力を認め、この限度で、重要な事項について虚偽の記載があるものとした。本解説では、この点に絞って検討を加えることとしたい。

二 従来の裁判例・学説

1 裁判例

本判決に先行する裁判例として、福岡地判令4・3・10金判1642号23頁(以下「福岡地判」という。)がある。主として九州地区に在住する個人株主らがY₁社とY₂らを訴えたものであり、基本的な事実関係は本件と共通している。Y₁社は、本件と同様、訂正前の第171期、第173期および第174期の各有価証券報告書の連結財務諸表における「当期純損益」に重要な事項についての虚偽記載があることを争っておらず、また、上記各有価証券報告書の「当期純損益」のうち、減損損失の追加計上分および組替えによる訂正部分については虚偽記載に当たらない旨を主張するとともに、その余の部分については具体的な反論を行っていなかった。福岡地裁は、「本件報告書は、Y₁社が第三者委員会に作成を依頼し、Y₁社が提供した資料を基礎として作成されたものであることに鑑み、Y₁社は、上記虚偽記載の事実の意味内容を正しく理解しつつ、選別的に自白をしているものと解され……、当該自白部分は、個別具体的な事実を認めるものではなく、いわば抽象的な事実である『重要な事項についての虚偽記載の存在』を認めるものであるものであっても、裁判上の自白が成立するものとして立証不要効(民事訴訟法179条)を認めることが許容される。」として、ここでもY₁社の責任のみを一部認める判断を示している。

結論から見ると、本件と同様の処理をして、同様の判断を下しているようにも見えるが、本件裁判所のいう「Y₁社の『争わない意思』を重視して」という文言がないこと、および、「権利自白」ではなく、「裁判上の自白」の成立が語られている点は、本判決と微妙に異なる。次(=2)で見るように、学説上、裁判上の自白において「争わない意思」を重視する立場というのは、比較的新しいものであり、とりわけ伝統的な学説とは一線を画すものとされる。そうだとすると、本件裁判所と福岡地裁とがはたして同じ自白理解に立って運用を行ったものかについては、より慎重な検討を要する。

2 学説

裁判上の自白および権利自白をめぐるのは、当事者の陳述の一致があったことを重視する従来の

伝統的な見解に対して、昭和40年代後半に入ると、本判決でも言及された「争わない意思」を重視する見解が唱えられ、平成8年民事訴訟法改正を経て、後者の見解が、現在では非常に有力化している²⁾。そして、それぞれの立場によって、「権利自白」をどのような制度として理解するか、また、それにどのような効力を認めるかも大きく異なる。

伝統的な理解に立つ論者によれば、裁判上の自白は観念の表示(事実報告)であるとされる³⁾。この立場からは、権利自白につき、次のような見解が有力に説かれた。すなわち、裁判上の自白の対象となるのは、具体的な事実であり、訴訟物たる権利関係の前提をなす権利や法律効果を認める陳述(権利自白)は、本来の自白ではない(否定説)。ただし、権利自白には何の効力も認められないというわけではなく、これがなされると相手方は一応その権利主張を理由付ける必要がなくなる、と。もっとも、これも確定的に裁判所の判断を排除するわけではないので、その基礎となる事実が弁論に現れて認定される限り、裁判所はこれに反する法律判断をすることは可能である、といわれる⁴⁾。

これに対して、近時の有力な見解は、裁判上の自白について、その効果を正当化するのは、当事者の争わない意思である、言い換えると、裁判上の自白は意思の表明であるとの理解から出発し、小前提となる法律関係(前提となる法律関係)であっても、争わない意思が認められる限りにおいて、自白の成立を認めることができるとする(肯定説)⁵⁾。

両説の違いは、その機能を見たときに、伝統的な見解が、もっぱら裁判所の立場から判決時における陳述の一致を重視していることになるのに対して、近時の有力な見解によれば、当事者の観点から自白時において争わない意思に基づく争点の排除を認めることになる点にあるといえよう。

三 本判決の位置付け

判旨は、既に述べたように、Yの争わない意思に基づいて、権利自白の成立を認めた。これは、当事者の争わない旨の陳述がなされた時点で、裁判所は(権利)自白の成立を明確に確認する必要があるとの立場を示したものと見えよう⁶⁾。すなわち、先に紹介した近時の有力な理解と軌を一にするものといえることができる。これとは異なり、

伝統的な自白理解に立ちつつ、「裁判上の自白」の成立を認めたのが、福岡地判であった⁷⁾。したがって、両者は異なる自白理解に立つ。

ちなみに、本件では、自白(裁判所の言葉でいえば権利自白)が、裁判所だけでなく相手方にも向けられたものなのかについては、撤回が問題となったわけでもないのだから、裁判所の判断は示されていないと見るべきであろう。私見によれば、当事者の争わない意思の表明によって相手方はそれ以上の主張の具体化が不要となる以上、これに自己決定に基づく拘束力を認めるべきではないかと考えるが⁸⁾、問題は、裁判上の自白の撤回の位置付けに関する根本的な見直しも示唆している⁹⁾。

四 評価

本判決は、「虚偽の記載」について、争わない意思に着目して権利自白の成立を認めた非常に画期的なものである。具体的な事実それ自体ではなく、事実からの一定の推論の結果に対して自白がなされる場合に、これに自白の効力を認めるべきかどうかは、裁判上の自白という制度の存在理由と、当事者の争わない意思の具体的内容にしたがって、判断されるべきであろう。裁判上の自白は、争点の減縮を目的とする行為であり、そのような制度趣旨に即して考えると、本件での裁判所による争わない意思の確認は、きわめて妥当なものであった(民訴規67条1項2号、同88条4項も参照)。もっとも、判旨のごとく「権利自白」の成立に言及するべきかどうかについては、個人的には疑問が残る。たしかに、本件の自白は、Xらによる主張の具体化(理由付け)の排除に奉仕したのであり、この点で、いわゆる権利自白に近い。しかし、権利自白という概念それ自体が、裁判上の自白に含まれるものなのか、そうでないのかは、学説上必ずしも明白ではなかった¹⁰⁾。むしろ肯定説を採る以上、あえて「権利自白」という言葉を使う必要はなく、「裁判上の自白」の成立を認めることで足りたのではないか¹¹⁾。

●—注

1) 本件の評釈としては、笠原武朗・ジュリ1586号(2023年)2頁、浜辺陽一郎・WLJ判例コラム295号(2023年)がある。

既に控訴審判決も出されているが(高松高判令6・4・18(令5(ネ)157号))、特筆に値する変更はない。なお、仄聞したところによれば、最高裁に上訴されたとのこと

である。

- 2) わが国の裁判上の自白の学説状況については、河野憲一郎「民事自白法理の再検討(1)」一法4巻1号(2005年)310頁以下も参照。
- 3) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』(酒井書店、1965年)247頁、209頁以下。当事者の意思的要素を否定するのは、当時のドイツの学説の影響である。この点につき、河野「民事自白法理の再検討(3)」一法4巻3号(2005年)976~984頁。
- 4) 兼子・前掲注3)246頁、同「相手方の援用せざる当事者の自己に不利なる陳述」同『民事法研究 第一巻』(酒井書店、1950年)206~207頁。なお、たとえ法律用語でなされた陳述であっても、それが具体的な事実関係の表現と認められる場合は、真正の自白となるという(売買や賃貸借をしたというような常識的な法律観念を用いた場合がこれに当たる。)
- 5) 嚙矢は、新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』(弘文堂、2019年)584頁、591頁以下(旧著初版から)。高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)〔第2版補訂版〕』(有斐閣、2013年)475頁以下、509頁、河野正憲『民事訴訟法』(有斐閣、2009年)404頁、411頁など。
- 6) 実際、裁判記録を確認したところによれば、第3回弁論準備手続調書中に、「Y」社に関する事項として、「『……第171期……、……第173期……及び……第174期……の各有価証券報告書に『重要な事項について虚偽の記載』……が存在したことは争わない。』との主張は、……金融庁の決定要旨……で認定された部分については争わないとの趣旨である。」との特記がある。
- 7) 裁判記録を確認したところ、Y社の第2、第5、第6の各準備書面で、第171期、第173期および第174期の各有価証券報告書に「重要な事項についての虚偽記載」が存在したことを争わない旨が記載されていた。ここでは各準備書面に基づいて陳述のなされた第3回、第13回、第14回の弁論準備手続調書における記載も、単に「準備書面陳述」とあるにとどまり、注6)の高松地裁のような特記は見られなかった。
- 8) この点に関連して、新堂説のいう「信頼保護」という用語の曖昧性につき、河野(正)・前掲注5)413頁の指摘も参照。
- 9) この点につき、河野・前掲注3)999頁以下(特に1000頁)および同「法律上の陳述に対してなされた自白とその効力:『権利自白論』の再検討(2・完)」商討59巻1号(2008年)184頁も参照。
- 10) 前記2。
- 11) 「裁判上の自白」の目指すところが争点排除であるとするならば、その効果には、「立証排除効」だけでなく、「主張の具体化(理由付け)排除効」も当然に含まれていると見るべきであろう。河野・前掲注9)特に182頁参照。

* 本稿は JSPS 科研費 21K01253 の助成による研究成果の一部である。